

平成 22 年 3 月 23 日

税制調査会市民公益税制 P T

座長 渡 辺 周 様

公益財団法人公益法人協会 理事長 太田達男
同 公 益 法 人 税 制 委 員 会 委員長 加藤広樹

市民公益税制に関する要望について

公益財団法人公益法人協会は、現代社会においては民間公益団体の役割は不可欠、支援税制が必要との立場からこれまでたびたび税制改正要望を行ってまいりました。その点で、民間公益団体を「新しい公共」の担い手の一つとして位置付け、制度上の改善が急務、とする今般の政府の考え方につきましては深い敬意を覚えるものです。

市民公益税制 P T においては「市民が担う公益活動を資金面で支える寄附金税制等を検討」と伺っております。

つきましては、下記のとおりストック、フローの両面における寄附税制の整備を平成 23 年度の税制改正として実現していただきますよう要望いたします。

記

ストック財産を公益団体に寄附する場合の支援税制

- 1 信託制度を活用した財産寄附税制の提案
- 2 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し
- 3 相続税非課税措置の適用要件の見直し

フロー資金を公益団体に寄附する場合の支援税制

- 1 寄附金に係る年末調整制度の創設
- 2 個人会費を寄附金として取り扱うことの明確化

ストック財産を公益団体に寄附する場合の支援税制

1 信託制度を活用した財産寄附税制の提案

税制上の適格要件を満たす(仮称)「特定寄附信託」について、所得税および相続税等に関し支援措置を講じることを要望します。

なお、「特定寄附信託」の制度設計並びに税制上の適格要件及び支援措置については、様々な選択肢がありうるため、政府におかれては平成 23 年度税制改正に向けて、別途有識者による研究会を立ち上げるよう併せて要望します。

1) 提案の目的と趣旨

21 世紀日本社会において様々な社会的課題に取り組む民間公益団体の果たす役割は極めて重要であり、これらの団体に対する市民のボランティアな協力活動や資金的支援(寄附)が強く望まれています。他方、個人の資産形成が進み寄附文化の醸成を考えると、フローとしての所得からの寄附金のみならず、ストックからのまとまった財産の寄附も奨励支援する制度の構築が必要と考えます。

少子高齢化社会を迎え、また財産を残す個人の価値観の多様化が進み、単に法定相続人等に財産を残すだけでなく公益団体にも有効に使ってもらいたいと考える人も多くなってきています。その際、自分の生存中は生活費を得たいが死後は残余財産を寄附したい、あるいは逆に生存中は別途の収入があり財産の運用益等はあてにする必要はないのでこれを毎年寄附し、死後はその残余財産を配偶者等に残したいという希望もよく耳にします。また、寄附先が有効にその寄附を使ってくれるかどうかは寄附者の大きな関心事です。

このように多くの市民が安心して財産寄附ができるようにするためには、公益のみならず寄附者の生活にも配慮した、仕組みを作ることが有用であると考えます。

今回提案する「特定寄附信託」は、このような寄附者のニーズを踏まえ、寄附者・家族の生活の安定も踏まえた財産寄附の仕組みであり、あわせて信託の受託者による寄附先団体のモニタリングも活用できます。

この制度は、米国で広く活用され米国寄附文化の一翼を担っている「公益残余権信託(Charitable Remainder Trust)」および「公益先行信託(Charitable Lead Trust)」に範をとり、その日本版ともいえる仕組みです。

2)「特定寄附信託」構想の概要

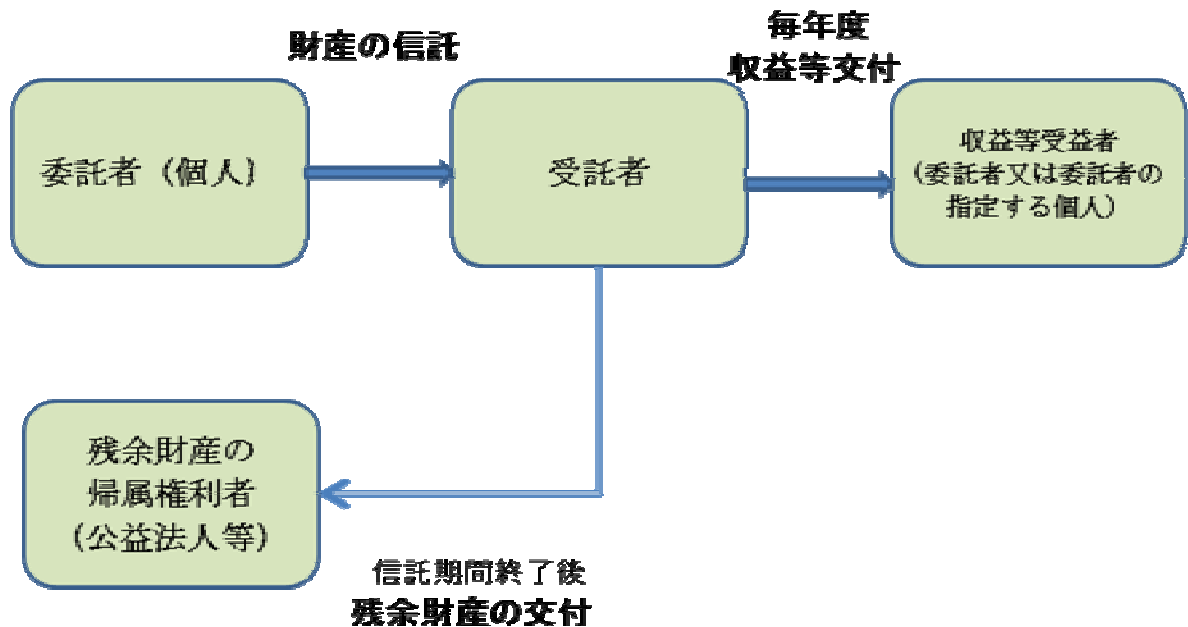
「特定寄附信託」は「特定寄附信託(元本等寄附型)」および「特定寄附信託(収益等寄附型)」の二つから成ります。

「特定寄附信託(元本等寄附型)」

委託者又は委託者の指定する個人(以下個人等といいます)の生存中(または一定期間、以下信託期間といいます) 信託財産の収益(又は一定率、以下収益等といいます)は個人等に交付され、信託期間終了後残余財産を税法で定める一定の公益法人等(公益法人、認定特定非営利活動法人、その他公益性が高いとして税法で定める法人、以下公益法人等といいます)に帰属させます。

信託設定後、収益等を受益する個人等の変更を除き信託契約の取消し、変更は不能とします。ただし、帰属権利者として指定した公益法人等を税法で定める一定の公益法人等に該当する他の公益法人に限り変更することができます。

特定寄附信託(元本等寄附型)



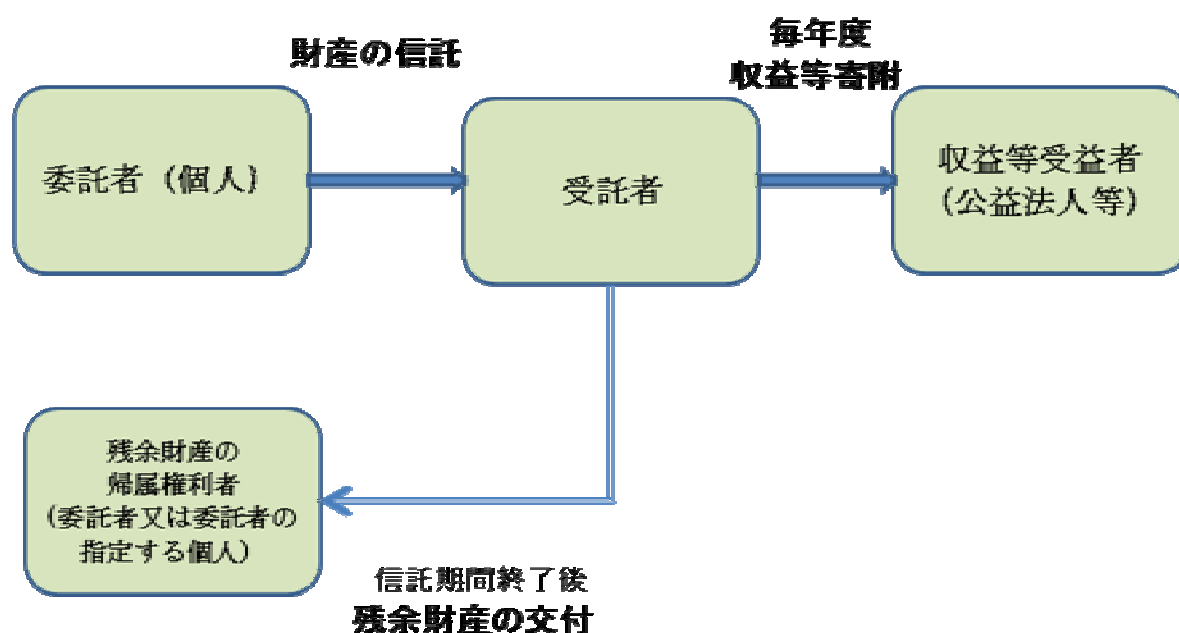
「特定寄附信託(収益等寄附型)」

信託期間中信託財産の収益等は公益法人等に交付され、信託期間終了後、委託者又は委託者の指定する個人等に残余財産を帰属させます。

つまり、(元本等寄附型)の逆の仕組みとなります。

信託設定後、帰属権利者である個人等の変更を除き信託契約の取消し、変更は不能とします。ただし、指定した公益法人等を税法で定める一定の公益法人等に該当する他の公益法人に限り変更することができます。

特定寄附信託(収益等寄附型)



3) 税制上の支援措置の概要(試案)

税法において、2)に記した仕組みが確実に履行されるために必要な適格要件を定め、この適格要件のすべてを充足する信託について一定の税制支援措置を講ずることとします。

「特定寄附信託(元本等寄附型)」

(1) 委託者に対する所得税、住民税の寄附金税制の適用

信託設定する財産額のうち公益法人等へ移転する残余財産の現在価値相当額を

委託者の寄附金控除/寄附金税額控除の適用対象とする。加えて、5年間の繰越控除制度を創設する。

(2) 委託者に対するみなし譲渡所得課税を非課税とすること

最初に信託財産として委託者の出捐する財産が、キャピタルゲインの起因となる財産であっても、みなし譲渡所得税を非課税とする。

(3) 信託財産にかかわる所得は非課税とすること

信託財産の収益等の受益者は個人であるが、信託内で生ずる収入・費用は政策的見地から帰属権利者である公益法人等に帰属するものとして取り扱う。

(4) 収益等の受益者が委託者である場合における毎年の配当金は非課税所得とすること

収益等の受益者が委託者である場合は、自らが出捐した元本からの返還部分とも考えられ、委託者の所得を構成しないとするが適切である。また、収益等の受益者が委託者以外の者である場合であっても、政策的見地から一定の優遇措置が講じられるよう希望する。

「特定寄附信託(収益等寄附型)」

(1) 委託者に対する所得税、住民税の寄附金税制の適用

収益等の受益者である公益法人等が信託期間中受益する金額の信託設定時における現在価値に相当する金額について、委託者に寄附金税制を適用すること。

(または、収益等の受益者である公益団体に対し毎年交付する金額について、委託者に毎年度寄附金税制を適用することとも考えられる)

(2) 信託財産にかかわる所得は非課税とすること

信託財産の帰属権利者は個人等ではあるが、信託内で生ずる収入・費用は政策的見地から収益等の受益者である公益法人等に帰属するものとして取り扱う。

（補足説明資料）

特定寄附信託税制研究会の検討事例

特定寄附信託は、その財産を公益に寄附しようとする中産階級以上特に富裕層にとって極めて有効な刺激策である。その制度設計についてはこれらの潜在的寄附者のニーズ、確実に財産寄附が履行されるための要件設定、また比較的長期にわたる信託事務能力等の要因等を見極めることが必要である。そのため制度設計を任務とする研究会（ワーキンググループ）を早急に立ち上げ、平成23年度税制改正において実現すべく検討することとしていただきたい。

1 特定寄附信託の制度設計

委託者

スキームの趣旨から個人に限定することが妥当か

信託期間

信託期間は委託者または収益等の受益者たる個人の死亡までとするが、委託者のニーズも踏まえ5年以上かつ最長20年を目途に、委託者の希望する有期間も可能か

解除・変更の禁止

公益団体が取得する権利を確定させ税制の特例を受けるスキームの趣旨から、原則は解除・変更できないこととするが、一定の制限を付し収益等の受益者たる個人等や帰属権利者たる公益法人等の変更も可能とするか

個人等の範囲

委託者本人の外、配偶者等の法定相続人、その他の親族または同居者等が考えられるが、秩序ある運営が求められることからある程度の限定はやむを得ないか

公益法人等の範囲

適格な公益法人等の範囲として、たとえば公益法人認定法5条17号に定める法人とすることも一つのメルクマールか

受益者として公益団体が取得できる最低限度額

制度の趣旨から、確実に一定の範囲の率又は額が必ず公益法人等に帰属するよう定める必要があること

たとえば、特定寄附信託(収益等寄附型)の場合公益団体が取得できる最低の受領額を当初元本の10%以上、特定寄附信託(元本等寄附型)の場合

当初元本の 70%以上とするなど、一定割合又は一定額を信託設定時に定めるなどの措置が必要か

この計算により、逆に個人が受ける受益割合が制限を受けることとなる
出捐する信託財産の種類

特定寄附信託(元本等寄附型)の場合は、金銭だけでなく有価証券・不動産・無体財産権などの実物資産も含むことが妥当と思われるがどうか。
ただし実物資産についてより効率的運用を図るために換価処分し、金融資産での運用も認められることとすることでどうか。

特定寄附信託(収益等寄附型)は性格上金銭に限るとすることが妥当か
信託財産の運用

信託目的に照らし安定的かつ確実な給付が求められる、また仕組・計算をシンプルで分かりやすくするため、一例として国債・地方債を主な運用とすることや、効率的な運用のために各個別信託の資金を合同して運用するマザーファンド(米国におけるチャリティ専用の collective investment fund 類似の公益合同運用信託)を創設することなどその運用対象・運用割合等も含め幅広く検討されること

受託者

受託者は安全かつ健全な管理・運用のための専門性から信託銀行・運用型信託会社または信託業を改正し公益法人等との共同受託などが考えられないか

特定寄附信託(元本等寄附型)において、帰属権利者である公益法人等が受益する財産が遺留分を侵害する場合、法的に対抗できる措置を講ずることは可能か

2 特定寄附信託税制の詳細設計

以上の信託制度の詳細設計を踏まえ、次の諸点の検討を行う。

信託設定時の課税関係

- ・ 特定寄附信託(元本等寄附型)において、残余財産を受け取る公益法人等の金額の現在価値について寄附金控除を認める際の計算方法
- ・ 特定寄附信託(収益等寄附型)において、収益等を受取る公益法人等の金額の現在価値について寄附金控除を認める際の計算方法
- ・ 寄附金控除のキャリーオーバーを認めることはどうか
- ・ みなし譲渡所得非課税とする場合の条件等はどのようなものか

信託期間中の課税関係

- ・ 信託内における収入と費用等の帰属について現行信託税制との関係をどのように整理するのか

- ・ 特定寄附信託(元本等寄附型)における収益等の受益者たる個人に対する毎年^①の配当に関する課税関係を政策的見地も含め、委託者本人が受益者である場合と委託者以外の者が受益者である場合に分けて夫々どのように整理できるか

信託期間終了時の課税関係

- ・ 特定寄附信託(収益等寄附型)において、委託者及び委託者以外の者に分けてその課税関係をどのように整理するか

(参考資料)

米国における公益先行信託と公益残余権信託の現況について

1 米国の公益先行信託(「CLT」)

(Charitable lead trust(IRC § 170(c), 2055(a), 2522(a)))

スキーム；

- ・委託者の生前または指定期間のうち 20 年を超えない範囲の信託期間中は、公益団体は最初の受益者(income beneficiaries)として信託財産の 5 %以上 50%未満の範囲で信託利益から毎年給付され、委託者の死亡等の信託終了後には、残余財産を指定された家族等私的な給付に充てる信託です。
- ・毎年の交付先は信託証書で定められた § 170 に定める適格公益団体か、共同受託者である家族が適格公益団体を指定することができます。

課税の取扱い；

- ・ 2 種類(Grantor、Non Grantor)があります。
- ・ Non Grantor の委託者の場合、慈善所得控除は設定時には一括してではなく毎年適用されます(所得として算入されずに)。信託財産から生ずる所得には課税されません。また、残余財産の帰属者に家族を指定したときは設定時の現在価値(割引価額)を基に贈与税が課されます。

2 米国の公益残余権信託(「CRTs」)(Charitable remainder trust(IRC § 170(c), (f) (2) (A)、501(c) (3), 664(d) (1), (2)、2055(a), 2522(a), (c) (2) (A)、4941(d), 4945(d), 4947(a) (2) (A)))

スキーム；

- ・個人が委託者となる取消不能の信託です。
- ・委託者は本人またはその家族を最初の受益者(income beneficiaries)として指定します。受益者の生前または指定期間のうち 20 年を超えない範囲で、income beneficiaries に対し、毎年の収益のうち一定金額(年金型)または割合(ユニットラスト型)が受託者から定期的に交付されます。
- ・ income beneficiaries の死亡後の次の受益者(残余権/残余財産の帰属者)として、委託者が具体的な適格公益団体を設定時に指定したその後に変更もできます。なお、受託者(家族の場合もあります)の裁量に任せる方法、委託者死亡後も適格公益団体に資金を提供し続けるタイプもあります。
- ・年金型(annuity trust)の場合は設定時の信託正味資産価値に対する一定率が固定金額のいずれかの方法で 5 %以上 50%未満を、ユニットラスト型(unitrust)の場合は毎年評価する市場資産価値の 5 %以上 50%未満を交付しなければな

りません。

・期間終了後、適格公益団体は受託者から交付される残余財産(principal)を公益目的に使用できます。

課税の取扱い；

・信託の設定時に所得税において残余権に相当する残余財産の現在価値を慈善控除として所得控除できます(§ 7520 に定める設定時の価値の 10%以上が残余権でなければなりません)。また、5 年間の繰越控除が適用できます。

・キャピタルゲインの起因となる財産を信託した場合でも譲渡所得課税は適用されません(信託期間中の処分にかかる所得も非課税です)。また、信託財産により生ずる所得は非課税です。

3 統計・コメント；

・2008 年の統計(IRS の申告書「Form5227」)

	「Form5227」の数	net income
Charitable Remainder Annuity Trusts	19,241	1,034,077 千ドル
Charitable Remainder Unitrusts	96,248	15,849,541 千ドル
Charitable Lead Trusts	6,521	2,910,252 千ドル

公益先行信託(CLT)よりも公益残余権信託(CRT)の税制が優遇されているため利用数は断然多いようです。

・公益信託と私益信託を組み合わせたものです(ただし日本のように引受け許可を要する公益信託ではありません)。

・CLT,CRT はいずれも受益権分割信託「Split Interest Trust(SIT)」といわれる信託です。

いずれも 1969 年に公益団体を支援するために創設された新しいタイプの免税信託(tax-exempt trust)です。

・SIT には毎年申告の義務が課されています(IRS がデータを公表しています(信託 226「米国フィランソロピー税制と信託制度を含むブランド・ギビングの活用」137 頁)。CLT,CRT 以外の公益信託はすべて IRS に免除申請する必要がありますが SIT は不要です。なお SIT は受益者の中に IRS の免除認定を受けた適格な慈善団体が 1 か所以上含まれている必要があります。

・遺贈寄附は通常、生前の現金寄附と比べ高額で、かつ富裕層だけでなくごく一般の方々でも気軽に利用が可能です。

2 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し

租税特別措置法第 40 条第 1 項の規定によれば、公益法人（公益社団・財団法人）に対するみなし譲渡所得税の非課税特例措置の適用については、一定の要件を満たすことにつき国税庁長官の承認が必要となっていますが、公益法人に関しては国税庁長官の承認は不要とすること及び「一定の要件」についても見直しを行うことを要望します。

1) 国税庁長官の承認

金銭寄附に係る特定公益増進法人制度においては公益法人は無条件にその対象法人の範囲に加えられています（法人税法施行令第 77 条、所得税法施行令第 217 条）。また相続財産の贈与に係る相続税非課税措置制度においても同様です（租税特別措置法施行令第 40 条の 3）。しかるに、生前贈与及び遺贈の場合におけるみなし譲渡所得非課税措置については国税庁長官の承認が必要となっているが、上記 2 制度と区別する特段の合理的な理由はないと考えられます。

2) 一定の要件

一定の要件のうち問題と思われるのは、当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。当該贈与又は遺贈に係る財産が、当該贈与又は遺贈があった日から 2 年を経過する日までの期間内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること、の 2 点です。

公益法人は公益の増進に著しく寄与することをすでに確認された法人でありますから、これを要件とすることは不必要と思われます。特定公益増進法人制度等と同様、「当該法人の主たる目的である業務に関連する贈与又は遺贈」と規定すれば足りると思います。

の規定は贈与又は遺贈による財産が公益目的事業以外の事業に供されることを禁ずる趣旨と解されますが、この場合の公益目的事業は、その実施を支えるための管理部門を含めた全体と捉える必要があると思われます。その見地からは、ここで問題とすべきは贈与又は遺贈による財産をもっぱら収益事業の利益蓄積ために活用している法人であろうと思われます。そこで、については、「2 年経過後においてももっぱら当該法人の収益事業の用に供している場合（収益事業により生じた剰余金をもっぱら収益事業の用に供する場合に限る。）には、時価相当額による譲渡とみなす」と規定するほうが適切ではないかと考えられます。

3 相続税非課税措置の適用要件の見直し

租税特別措置法第 70 条第 2 項には、相続財産の贈与を受けた法人が当該贈与があった日から 2 年を経過した日までに(非課税措置対象法人でなくなった場合及び)なおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には相続税を課する旨の規定がありますが、上記 2 の見直しと合わせ本規定を見直すことを要望します。

1) 公益目的事業に供していない場合

「なおその公益を目的とする事業の用に供していない場合」を「なおもっぱら当該法人の収益事業の利益蓄積の用に供している場合(収益事業により生じた剰余金をもっぱら収益事業の用に供する場合に限る。)」と改めるのが適切であろうと考えられます。理由は、上記 2 で述べた理由と同じです。

2) 非課税措置取消しの場合における相続税の課税対象

みなし譲渡所得税の非課税特例措置により財産を受贈した公益法人が後発的事由により非課税特例措置の取消しを受けた場合は当該公益法人がみなし譲渡所得税の課税対象となる(平成 20 年度税制改正)のと同様、相続税非課税措置の取消しの場合も、贈与者の地位の安定を損なうことを避けるため、相続税の課税対象は受贈者たる公益法人とするのが適切であろうと考えられます。

フロー資金を公益団体に寄附する場合の支援税制

1 寄附金に係る年末調整制度の創設

公益法人（公益社団・財団法人）等特定公益増進法人並びに認定特定非営利活動法人（以下これらの法人を「公益法人等」という。）に対する寄附金について年末調整により寄附金控除ができる制度を創設することを要望します。

わが国には寄附文化がないといわれて久しいものがありますが、この背景要因の一つとして、一般の人々が日常感覚で寄附することを後押しするような制度がないことが挙げられると思われます。その打開策は年末調整制度の創設ではないでしょうか。

現在、給与所得者が寄附金控除の申告を行うことができるのは確定申告の際のみとされています。しかるに給与所得者で確定申告を行っているのは収入が2,000万円を超えるなど一部の人々に限られています。年収2,000万円以下の人々が寄附金控除制度の適用を受けるためにはわざわざそのために確定申告を行わなければならない、これでは寄附はいつまでたっても身近なものとはなりえないと思われます。生命保険料控除等と同様に年末調整で簡単に寄附金控除の申告ができるようになれば、寄附が日常的なものとなると同時に寄附へのインセンティブも高まるのではないかと期待されます。

2 個人会費を寄附金として取り扱うことの明確化

公益法人等に対し個人が支払う会費（個人会費）については、それが特に何らかのサービスと対価関係に立つものでない限り、税法上寄附金として取り扱うことを明確化することを要望します。

個人会費は、個人が主として当該公益法人等の活動に共鳴し、これを財政的に支援しようとする発意から出捐するものであり、性格的には寄附金と同様の経済的効果をもたらすものである。

個人が会費を支払うことにより一定の経済的利益を受ける対価関係にある場合を除いて税法上寄附金として取り扱うことが妥当と考えます。

この取り扱いにより多くの市民が会員として公益法人等の活動に参加することが期待できます。